

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成27年5月26日（平成27年（行情）諮問第323号）

答申日：平成29年9月26日（平成29年度（行情）答申第240号）

事件名：特定学校法人寄附行為変更認可申請書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年12月26日付け26受文科高第3号の45により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、異議申立人が開示を求める部分の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 文部科学省による通知、指導、助言その他の意見、照会、質問や、それらの指導・助言、照会、質問事項に対する特定学校法人からの返答であって、その内容を公にすることにより当該特定学校法人の経営戦略や経営状態を示すこととなり法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（法5条2号イ該当）としたもの

これらの処分において、処分庁は具体的な情報内容に即した理由を示しておらず、抽象的な不開示理由の類型を示すにとどまっているため、何がどうして法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるのかをうかがうことができない。不開示とする理由に相当しないか、理由不備の違法がある。

イ 志願者数、合格者数、入学定員超過率及び係争中の訴訟概要について、公にした場合、特定学校法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある（法5条2号イ該当）としたもの

（ア）入学者、入学定員超過率等は公表を前提としていること

このうち、募集人員の内訳、入学者数、入学定員超過率に関しては学校教育法施行規則の改正により2011年4月に各大学の「入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること」の公表が義務付けられ、直接公表されるか、又は直接公表された情報からの単純な計算により公になる情報であり、非開示とする理由がない。公表義務付け前の数字に関しては既に4年以上前の情報であり、現在の競争上の地位など法人の利益と関係しない。

(イ) 入試の実施状況、志願者数、受験者数、合格者数は公表が大学選び、大学の公正な競争の前提となっていること

入試の実施状況、志願者数、受験者数、合格者数に関しては入学者数に準じる情報であり、受験生にとって「競争率」の算出基礎となる数値でもあるなど、受験先選びの基本的データでもあるため、これらの数値が公に共有されることを前提とした大学間競争が行われている。

「法人の競争上の地位その他正当な利益」をいう場合、正当なかつ公正な競争が前提であり、消費者としての性格を持つ受験生や保護者が大学選びを行い、大学が「選ばれる」競争に参加する上で公表されることが社会通念となっている情報を開示しないことは「正当な利益」に該当しないというべきである。これについては以下に合わせて詳しく述べる。

(ウ) 権利、競争上の地位その他「正当な」利益を害することへの理由が示されていないこと

法5条2号イのいう「権利、競争上の地位その他正当な利益」の「正当な」という文言は「利益」のみに係るかたちになっているが、法人等の「権利」及び「競争上の地位」についても「正当な」ものでなければならないという縛りがかけられているという解釈が一般的である（松井茂記「情報公開法第2版」（有斐閣・2003）209～210ページ）。そして同条の解釈に当たっては、法人の法的性格（営利性の有無、地域独占性の有無等）が考慮要素となるか、権利利益が「正当な」ものかが問われると指摘されている（橋本博之「情報公開法における「法人情報」の解釈」（「慶応法学第24号」2012）15～16ページ）。

同法の所管官庁である総務省行政管理局が編纂した解説書「詳解情報公開法」は、同条の「競争上の地位」につき「法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す」と説明している。

法人間の競争が公正に行われるためには、消費者への情報開示が十分に行われる必要がある。私立学校であれば、受験者、保護者や

高校関係者が大学を比較するための材料となる情報が十分に開示される必要があり、この考えは中央教育審議会大学分科会質保証システム部会における情報開示の議論でも示されている。本項目で挙げる、入試の実施状況、募集人員の内訳、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数の総計とその内訳、入学定員超過率、退学者（中退者、除籍者）、退学者数、除籍者数や中退率といった情報は、そうした消費者たる受験者、保護者や高校関係者が大学を比較するための材料となる情報であり、秘匿することは消費者への十分な情報開示に基づく公正な競争を阻害し、消費者の誤解や不十分な理解に乗じて競争をことさら有利に進めようとする者を不当に保護することになるおそれがあるほか、情報不足の中で若者がさもなければ選ばなかった進路を選択し、人生に回復不可能かつ重大な打撃を与えることさえあり得る。

ところで、公正な競争のための情報開示をいう場合、当然、各々の法人にとって有利な内容も不利益な内容も含まれるのであって、それゆえに、同条の解釈では単に不利益であることのみを理由に不開示が認められるのではなく「公正な競争関係における地位」を損ね、それにより「正当な利益」を害することを要するとされていると考えられるのである。本項目で挙げてきた各情報に関して言えば、それらが公正な競争を阻害する歪んだ形で使われるおそれがある場合にのみ、不開示が認められることとなる。

しかし、処分庁はそのおそれについて具体的な言及を何らしていない。現実には上記のように、本項目で挙げてきた各情報は受験の基礎データとして幅広く社会で必要とされている。

(エ) 訴訟概要は公開が前提であること

訴訟はいずれも日本国憲法で公開が定められている。家事訴訟など非公開訴訟でない限り記録も開示され、当事者名から調べて閲覧することも各裁判所において可能である。公開の要請が法の公文書非開示理由に優先する。

(オ) 小括

よって、これらに関しては「公にした場合、当該大学や法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある（法5条2号イ該当）」ということとはできず、非開示とした処分には理由がない。

(2) 意見書

本件不開示部分のうち諮問庁は「学年進行中の入学者数、合格者数、入学者数、入定充足率、現員、収定充足率、平均入学定員超過率」については開示することとした。この判断につき異議申立人は高く評価するものである。しかしながら、その余につき諮問庁は不開示の判断を維持

し、その理由を諮問庁提出の理由説明書において主張してしているが、いずれも失当であり、異議申立てが認められるべきである。

本意見書においては、文書3及び文書4の「現在係争中の訴訟の概要」が不開示の対象とならないことについて述べる。

諮問庁は、特定学校法人の訴訟内容が「競争上の地位や信用等に係る、みだりに知られたくない情報」であり、公にされた場合には「何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け取られる」などの「風評被害」が発生し、入学希望者の減少など学校経営に影響を及ぼすおそれがあるとしている。

しかし、訴訟の内容がよしんば当該学校法人にとって「競争上の地位や信用等に係る、みだりに知られたくない情報」であったとし、その願望自体は理解できるものであるにせよ、そのことが日本国憲法が義務づける裁判の公開や、民事訴訟法が規定する訴訟記録の公開という決まりを左右することはない。裁判の公開、それに基づく記録の公開は当事者の「知られたいか否か」という希望とはまったく別の要請に基づき、裁判の公正を担保するための近代司法の鉄則として規定されているのであって、厳格に定めた例外の場合にのみ、裁判所において非公開を決めることができるのである。

すなわち、情報公開制度に基づく非開示如何の判断以前に、文書3及び文書4に記されているような訴訟概要は、既に憲法と民事訴訟法が規定する公開情報である。いかなる裁判所においても期日簿は公開され、当事者名、事件名、事件番号などが誰でも分かるようになっている。

また、ある法人が訴訟を抱えていることにより「何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け取られる」ことは偏見というほかない。何の落ち度がないものでも訴訟の提起を受けることは当然にあるし、だからこそ原告の請求や訴えは少なからぬ場合において退けられるのである。諮問庁自身が実際に「風評被害」という表現を用いているとおり、責めを負うべきは無責任な風評をたて不当な言説を行う者であって、公共に開かれ、堂々と活用されるべき司法制度の利用者ではない。司法制度利用を貶める誤った風評言説が生まれる素地があるのであれば、それを克服すべきであり、さもなくば司法制度を市民による利用から遠ざけ空洞化を招くおそれさえある。にもかかわらず、克服するのではなく不当な風評が生まれる素地に妥協し、裁判制度の公開をないがしろにするがごとき姿勢は近代国家の政府として遺憾というほかない。

諮問庁は情報公開・個人情報保護審査会平成26年度（行情）答申第161号に言及しているが、これは「学校法人の競争上の地位や信用等に係るみだりに知られたくない情報」であることと、憲法や民事訴訟法上の規定に基づく裁判、裁判記録の公開との関係について判断を示して

おらず、本件の先例とするにはなお十分とは言い難い。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立てに係る行政文書等について

本件異議申立てに係る行政文書は、別紙に掲げる本件対象文書（文書1ないし文書4）である。

本件対象文書のうち、本件不開示部分を法5条2号イの規定により一部不開示としたところ、異議申立人から、原処分を取り消す決定を求める旨の異議申立てがされたところである。

2 学年進行中における入学者数、合格者数、入学者数、入定充足率、現員、収定充足率、平均入学定員充足率について

文書1及び文書2の「学年進行中における入学者の入学定員に対する割合」及び文書3及び文書4の「学年進行中における入学者数、合格者数、入学者数、入定充足率、現員、収定充足率、平均入学定員充足率」において、当該学部等の入学者数、在学者数、入学定員超過率、平均入学定員超過率を法5条2号イに該当するとして不開示としたところであるが、本件異議申立てを受けて当該不開示部分について再度検討した結果、学校教育法施行規則第172条の2において、大学は「入学者の数」、「収容定員」、「在学する学生の数」の公表を義務付けられていることから、それが学年進行中であっても開示することが妥当であると判断した。

3 不開示情報該当性について

(1) 文書3及び文書4の「履行状況」について

本件については、特定学校法人が留意事項に対してどのように改善をし、また今後どのように改善していくのか等を記載した文書であり、特定学校法人の学生確保に向けた経営戦略に当たる情報である。また、それに加え、特定学校法人の資金計画が記載されるなど、公にすることにより、法人の独自の戦略、財政状況及び運営方針が明らかになる恐れがある。よって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するとして不開示としたものである。

異議申立人によれば、「これらの処分（原処分）において、処分庁は具体的な情報内容に即した（不開示）理由を示しておらず、抽象的な非開示理由の類型を示すにとどまっているため、何がどうして法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるのかをうかがうことができない。非開示とする理由に該当しないか、理由不備の違法がある。」ということであるが、文書3及び文書4の開示部分から、不開示部分には、当該法人の認可時に付された留意事項に対する履行状況等が記載されており、原処分における不開示部分の内容及び不開示理由については妥当であると判断する。

(2) 文書3及び文書4の「現在係争中の訴訟の概要」について

本件については、事件番号、詳細な権利関係、訴訟が提起された日付等が記載されている。

当該文書に記載された上記のような内容は、法人が、いつ、誰と、どのような内容で係争中であるか、法人がどのような問題を抱えているかを示すものであり、特定学校法人の競争上の地位や信用等に係る、みだりに知られたくない情報に当たるものである。これらが公にされた場合には、何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け取られるなど、一時的な係争によって生まれる風評被害により、学生の入学希望者が減少する等の学校経営に影響を及ぼす恐れがあるため、経営に係る当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

このような理由により、「現在係争中の訴訟の概要」が法5条2号イに規定する不開示情報に該当する情報として不開示とした原処分は妥当であると判断する。

なお、当該部分については、情報公開・個人情報保護審査会の平成26年度（行情）答申第161号にて、不開示が妥当と判断されているものと同様のものである。

4 原処分に当たったの考え方について

以上のことから、本件対象文書のうち、入学者数、在学者数、入学定員超過率、平均入学定員充足率については、原処分において一部不開示とした部分を新たに開示し、それ以外については、原処分が妥当であると考え、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年5月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書の收受
- ③ 同年6月15日 審議
- ④ 同月30日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 平成29年9月4日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月11日 審議
- ⑦ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件開示請求は、文書1ないし文書4（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分のうち一部の開示を求めている

ところ、諮問庁は、理由説明書（上記第3。以下同じ。）において、異議申立人が開示を求める部分のうち、一部については新たに開示するとしているが、その余の部分はなお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、異議申立人が開示を求める部分のうち、諮問庁がなお不開示とすべきとしている別表1に掲げる部分（以下「本件不開示部分1」ないし「本件不開示部分5」といい、併せて「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）本件不開示部分1について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

（ア）文書1及び文書2は、特定学校法人が設置校の改廃による寄附行為の変更を行うため、私立学校法に基づき文部科学省に対し申請を行った文書（申請書）である。

（イ）文書1及び文書2のうち、上記の申請時点で特定学校法人が設置する学年進行中の学校（当該学校が設置されてからまだ全学年に学生が入学していない状況の学校）の「入学者の入学定員に対する割合」部分を不開示とした。当該部分は、高等学校・中等学校に係る部分であり、特定学校法人自ら公表を行っておらず、また、法令等により公表が義務付けられていない。念のため、特定学校法人の所在する特定都道府県教育委員会における状況を確認したところ、特定都道府県教育委員会において高等学校・中等学校の入学定員及び在学生の公表を義務付けている事実はなかった。

（ウ）学年進行中の学校の「入学者の入学定員に対する割合」は、設置されてからの期間が短いことから、当該割合が低くなる可能性が高く、これは、不利な条件の下での結果であるといえる。これを公にした場合、一方的に偏った評価がなされたり、学生募集に支障を来すなど、特定学校法人の学校経営に影響を及ぼすおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

（ア）当該部分には、諮問庁が上記ア（イ）で説明するとおり、特定学校法人が設置している高等学校・中等学校の入学者の入学定員に対する割合の記載が認められる。

（イ）当該部分は、特定学校法人自ら公表を行っておらず、また法令等により公表が義務付けられていない情報であるとともに、申請時点において、学年進行中（当該学校が設置されてからまだ全学年に学生が入学していない状況）の高等学校・中等学校における入学者数に係る情報である。

学年進行中の学校は、設置されてからの期間が短いため、児童生徒やその保護者等に対する知名度が十分でない等の理由により、競合する他学校との関係で不利な状況であるといえ、その結果、上記ア（ウ）の諮問庁の説明のとおり、入学者の入学定員に対する割合が低くなる可能性があることは否めない。

したがって、このような学年進行中の高等学校・中等学校の入学者の入学定員に対する割合を公にした場合、一方的に偏った評価がなされたり、学生募集に支障を来すなど、特定学校法人の学校経営に影響を及ぼすおそれがあるとするとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（2）本件不開示部分2について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

（ア）大学等の設置の認可に係る寄附行為変更の認可の際に付された留意事項が確実に履行されているかを確認し、併せて学校法人の経営の実態及び施設等の整備の進捗状況を把握し、学校法人の健全な経営の確保に必要な指導、助言を行うため、文部科学省は、学校法人に対して「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書」（以下「報告書」という。）を提出することを求めている。

文書3及び文書4は、平成24年度及び平成25年度の特定学校法人からの報告書である。

（イ）文書3及び文書4のうち本件不開示部分2には、公になっていない認可時の留意事項に対する特定学校法人の履行状況の内容が記載されている。これらの部分は、特定学校法人の資金計画や学生確保に向けた経営戦略等に係る情報であり、公にすることにより、法人の独自の戦略、財政状況及び運営方針が明らかになるおそれがあるため、特定学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するとして不開示とした。

イ 当該部分には、諮問庁が上記ア（イ）で説明するとおり、特定学校法人の資金計画や学生確保に向けた経営戦略等の記載が認められる。当該部分は、みだりに外部に知らせるべきではない内部管理情報であり、当該部分が公になった場合、特定学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示とすること

が妥当である。

(3) 本件不開示部分 3 について

当該部分には、特定学校法人の学生確保に向けた経営戦略等に係る情報の記載が認められる。当該部分は、上記(2)イと同様の理由により法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 本件不開示部分 4 について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分には、特定学校法人が設置する学年進行中の大学院、大学及び高等学校・中等学校それぞれにおける(a)志願者数、(b)合格者数、(c)入学者数、(d)入定充足率、(e)現員、(f)収定充足率及び(g)平均入学定員充足率の記載がある。

なお、(d)入定充足率は、入学者の入学定員に対する割合であり、(f)収定充足率は、全学生数の収容定員(全学年分の定員)に対する割合であり、(g)平均入学定員充足率は、これまでの入定充足率の平均値である。

(イ) 大学院及び大学に係る部分は、理由説明書記載のとおり全て開示することとするが、高等学校・中等学校に係る部分は、上記(1)アと同様の理由により不開示とした。

なお、理由説明書において、新たに開示する部分は「大学における入学者数、在学者数、入学定員超過率、平均入学定員充足率」であると説明したところであるが、正確には、大学(大学院含む)の学年進行中における(a)志願者数、(b)合格者数、(c)入学者数、(d)入定充足率、(e)現員、(f)収定充足率及び(g)平均入学定員充足率である。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 当該部分のうち不開示を維持する部分には、諮問庁が上記ア(イ)で説明するとおり、特定学校法人が設置している学年進行中の高等学校・中等学校の(a)志願者数、(b)合格者数、(c)入学者数、(d)入定充足率、(e)現員、(f)収定充足率及び(g)平均入学定員充足率の記載が認められる。

(イ) 高等学校・中等学校の(a)志願者数について

① 当該部分は、学年進行中の高等学校・中等学校における志願者数に係る情報である。

学年進行中の学校は、設置されてからの期間が短いため、児童生徒やその保護者等に対する知名度が十分でない等の理由により、競合する他学校との関係で不利な状況であるともいえ、そ

の結果、志願者数が少なくなる可能性があることは否めない。

- ② したがって、このような学年進行中の高等学校・中等学校の志願者数を公にした場合、一方的に偏った評価がなされたり、学生募集に支障を来すなど、特定学校法人の学校経営に影響を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

- (ウ) 高等学校・中等学校の (b) 合格者数, (c) 入学者数, (d) 入定充足率, (e) 現員, (f) 収定充足率及び (g) 平均入学定員充足率について

- ① (d), (f) 及び (g) は、定員充足率に係る情報であり、(c) 及び (e) は、既に開示されている当該学校の入学定員に係る情報と照らしあわせることにより、結果として (d) 及び (f) に係る情報が明らかになる情報であり、(b) は、(c) に係る情報を推定することができる情報である。

- ② このため、当該部分は、本件不開示部分1と同様の情報であると認められるため、当該部分は上記(1)イと同様の理由により、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

- (5) 本件不開示部分5について

ア 当該部分には、「現在係争中の訴訟の概要」という表題並びに訴訟の有無を記載する箇所、案件名欄、提訴日欄及び概要欄の記載が認められる。

イ しかしながら、各欄には、具体的な事件名、提訴日、訴訟の概要等に係る情報の記載は認められず、したがって、当該部分は法5条2号イに該当するとは認められず、開示すべきである。

- 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁が同号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2に掲げる部分は同号イに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

- (第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

文書 1 特定学校法人寄附行為変更認可申請書（高等専門学校の廃止）

文書 2 特定学校法人寄附行為変更認可申請書（大学院新設）

文書 3 平成 24 年度大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書

文書 4 平成 25 年度大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書

別表 1

1 本件不開示部分			2 不開示理由
文書 1 及び文書 2	本件不開示部分 1	学年進行中における入学者の入学定員に対する割合	法 5 条 2 号イ
文書 3 及び文書 4	本件不開示部分 2	留意事項について履行状況中の認可時の留意事項に対応する履行状況	法 5 条 2 号イ
文書 3 及び文書 4	本件不開示部分 3	留意事項について履行状況中の履行状況調査結果に基づく留意事項に対応する履行状況	法 5 条 2 号イ
文書 3 及び文書 4	本件不開示部分 4	設置校の学年進行中における①志願者数, ②合格者数, ③入学者数, ④入定充足率, ⑤現員, ⑥収定充足率, ⑦平均入学定員充足率	法 5 条 2 号イ ただし, 大学院及び大学に係る部分は新たに開示する。
文書 3 及び文書 4	本件不開示部分 5	現在係争中の訴訟の概要	法 5 条 2 号イ

別表 2

本件不開示部分 5		開示すべき部分
文書 3 及び文書 4	現在係争中の訴訟の概要	不開示部分全て